

鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

(鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱（令和2年上下水道事業管理告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。

(鹿屋市私道への公共下水道設置要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市私道への公共下水道設置要綱（令和2年上下水道事業管理告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市公共下水道に接続するディスポーザ排水処理システム取扱要綱の一部改正)

第3条 鹿屋市公共下水道に接続するディスポーザ排水処理システム取扱要綱（令和2年上下水道事業管理告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。